

蒲郡市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る最低制限価格制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける工事は、競争入札（総合評価落札方式による入札を除く。）に付す工事とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる工事の種類については、予定価格算出の基礎となった別表の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から10分の7.5を乗じて得た額までの範囲内で定める額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書等に最低制限価

格を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

工事の種類	①	②	③	④	⑤
1 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
2 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、3に該当する工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
3 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	